

高齢者施設 管理者 様
障害者施設 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス抗原定性検査キットの配布及び検査実施について

日頃、本県の健康福祉行政へ御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの、第 6 波において高齢者施設等でクラスターが頻発したことから、県では、3 回目のワクチン接種の感染予防効果が低下してくる時期の高齢者等の感染を予防するため、高齢者施設等の従事者等に対する検査体制を強化することといたしました。

このため、下記のとおり、**抗原定性検査キットを配布しますので、従事者等に対する検査の実施**をお願いします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

記

1 目的

従事者の感染を早期発見することで、施設内の感染拡大を最小限に抑える。

2 対象施設

静岡県内（政令市を含む）に所在する、高齢者施設及び障害者施設

高齢者施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害者施設	施設入所支援、障害児入所支援、共同生活援助

3 検査キットの配布

施設種類及び定員数を考慮して、対象施設に対して、**今回、定期検査 3 回分相当を配布**します。

また、7 月下旬に検査キットの追加配布（定期検査 3 回分相当）を行う予定です。

従事者数が多い場合や臨時検査の実施により配布分では検査キットが不足する場合は、個別に申請してください。（詳細は下記 6 参照）

4 検査実施について

検査には、定期検査と臨時検査の2種類があります。
今回配布した検査キットは、どちらの検査にも御利用いただけます。

(1) 定期検査

以下のとおり、施設の従事者に対して週1回検査を実施してください。

ア 対象者：入所施設の従事者

※職種は問わない。併設事業所との兼務職員も実施可

イ 実施頻度：週1回

※具体的な実施日時は施設で決定。全員を一斉に実施する必要はなく、各人の週最初の勤務日に実施するなどの方法で可

ウ 実施期間：令和4年7月2日（土）から当面の間（最大8週間を想定）

※感染状況に応じて、終了時期は変更する場合があります。
終了時期は、メール・県HPでお知らせします。

(2) 臨時検査

以下のとおり、体調不良者が生じた場合などに随時検査を実施してください。

ア 対象者：別紙1「1 使用対象者」(2)②、③のとおり

イ 実施頻度：随時（対象者が発生した都度検査を実施）

ウ その他：体調が悪いと感じた場合、まずは医療機関の受診を検討してください。

(3) 配布した抗原定性検査キット使用上の留意事項

今回配布する抗原定性検査キットの留意事項は別紙1を参照してください。

(4) 抗原定性検査キットによる検査の流れ

医療従事者又は事前に研修を受講した者の管理下で検査を実施する必要があります。

また、検査の結果、陽性だった場合は、医療機関を受診する必要があります。

詳しくは、別紙2を参照してください。

5 検査の実績報告

別紙3のとおり、検査を行った場合、必ず使用実績を報告してください。

使用実績を踏まえ7月下旬以降の追加配布を行います。実績報告がない施設には、検査キットの追加配布を行わない場合がありますので、必ず使用実績を報告してください。

6 不足分の申請

検査の実施状況等により検査キットの不足が見込まれる場合は、以下のとおり申請してください。

(1) 申請様式：別紙4「抗原定性検査キット配布申請票」

(2) 申請方法：申請様式を、エクセル形式のままメールで送付

※FAX・郵送での申請は、受け付けません。

(3) メールアドレス：medi-askul@y-jimu.jp（県委託先事業者）

(4) 受付開始日：令和4年7月1日（金）